

障害福祉関係ニュース 平成28年度1号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算334号
(平成28年4月5日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 改正社会福祉法が成立 …P. 1
～平成28年3月31日(木)の衆議院本会議において賛成多数で可決・成立～
「今後の障害福祉施策について 日本の社会保障の視点から展望する～障害者総合支援法
2 施行3年後の見直し検討報告を中心に～」をテーマにセミナーを開催 …P. 3
～全社協・障害関係団体連絡協議会「障連協セミナー」開催のご案内～

1. 障害福祉制度・施策関連情報

改正社会福祉法が成立

～平成28年3月31日(木)の衆議院本会議において賛成多数で可決・成立～

改正社会福祉法(「社会福祉法等の一部を改正する法律」)が、平成28年3月31日(木)の衆議院本会議において、賛成多数で可決・成立し、平成28年4月1日より施行されました。

同法案審議については、昨年4月3日に閣議決定され同日に国会(第189回(常会))に上程、7月2日の衆議院厚生労働委員会において可決、31日には衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送致されました。しかし、9月27日の会期までには成立とならず継続審査となりました。当初は秋の臨時国会で審議される見通しでしたが、臨時国会の開会が見送られ、今年1月4日より開会された国会(第190回(常会))において改めて審議されていたところです。

3月10日の参議院厚生労働委員会において塩崎厚生労働大臣による趣旨説明、引き続き同委員会で15日に法案に対する質疑、16日に参考人からの意見陳述と参考人質疑が行われ、17日には同委員会で修正議決され15項目に渡る附帯決議が法案に付されました(内容は前号[通算333号(3月28日)]参照)。23日(水)の参議院本会議において賛成多数で可決し衆議院に送致され、3月30日(水)の衆議院厚生労働委員会において原案のとおり可決、3月31日(木)の衆議院本会議における採決となり可決・成立しました。

下記、改正社会福祉法の項目（法案概要の項目、法案概要は以下のURL（厚生労働省のWebサイト）に掲載あり）を施行日毎に当部にて整理していますので、ご参考ください。平成28年4月施行事項に係る政省令等については、成立後ただちに発出するとの説明を厚生労働省の同法案の所管課（社会・援護局福祉基盤課）からは受けており、また、平成28年4月施行分を含み、今後施行となる事項につきましては社会保障審議会福祉部会での議論によりその内容がとりまとめられていく予定です。

こうした新しい情報につきまして、随時ご案内していきます。

[衆議院] トップページ>立法情報>議案情報>第189回国会>議案の一覧>閣法>第189回国会 67 社会福祉法等の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g18905067.htm

[参議院] トップ>議案情報>附帯決議

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gian_joho/ketsugi/current/futai_ind.html

[厚生労働省] ホーム>所管の法令等>国会提出法案>第189回国会（常会）提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

※「社会福祉法等の一部を改正する法律案（平成27年4月3日提出）」の箇所に概要の掲載あり

「改正社会福祉法」各事項の施行日について

※ 公表されている「改正社会福祉法案（概要）」より事務局が整理したもの。〔 〕内の数字は、法案概要の項目（1.「社会福祉法人制度の改革」は（1）～（5）、2.「福祉人材確保の促進」は（1）～（4））。

【公布日施行】

- 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等〔2.（3）〕
 - ・平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入

【平成28年4月1日施行】

- 事業運営の透明性の向上〔1.（2）※一部〕
 - ・閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
 - ・財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の公表に係る規定の整備（役員報酬総額、役員関係者との取引内容を除く）
- 財務規律の強化〔1.（3）※一部〕
 - ・役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- 地域における公益的な取組を実施する責務〔1.（4）〕
 - ・社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- 行政関与の在り方〔1.（5）※一部〕
 - ・所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携（財務や運営に関する情報の活用を除く事項）
- 介護人材確保に向けた取組の拡大〔2.（1）〕
 - ・福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

- **社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し**〔2.（4）〕
 - ・退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
 - ・被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - ・障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【平成29年4月1日施行】

- **経営組織のガバナンスの強化**〔1.（1）〕
 - ・議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入
- **事業運営の透明性の向上**〔1.（2）〕
 - ・財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の公表に係る規定の整備（役員報酬総額、役員関係者との取引内容に係る部分）
- **財務規律の強化**〔1.（3）〕
 - ・役員報酬基準の作成と公表
 - ・「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額）の明確化
 - ・「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け
- **行政関与の在り方**〔1.（5）〕
 - ・財務や運営に関する情報の活用
- **福祉人材センターの機能強化**〔2.（2）〕
 - ・離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化

**2. 「今後の障害福祉施策について 日本の社会保障の視点から展望する～障害者総合支援法施行3年後の見直し検討報告を中心に～」をテーマにセミナーを開催
～ 全社協・障害関係団体連絡協議会「障連協セミナー」開催のご案内 ～**

全社協・障害関係団体連絡協議会（以下、障連協）は、4月15日（金）13時30分～15時に全社協第6・7会議室（東京都千代田区霞が関）にて「障連協セミナー（平成28年度第1回）」を開催します。

今回は、「今後の障害福祉施策について 日本の社会保障の視点から展望する～障害者総合支援法施行3年後の見直し検討報告を中心に～」をテーマに開催いたします。社会保障審議議会障害者部会の部会長である慶応義塾大学の駒村康平教授を講師にお招きし、同報告書を取りまとめられての感想や今回の議論の重点へのコメントをいただくとともに、今回の議論を踏まえて考える今後の障害者関係福祉施策のあり方や展望について、駒村教授の専門分野である経済学や社会政策・社会保障施策全体の動向から見た観点よりお話させていただきます。

本セミナーは障連協構成団体関係者の他、ご関心のある方に参加いただけます。申込方法など詳細については、次ページの開催概要をご参照いただき、全社協高年・障害福祉部（次ページのメールアドレス）にお問い合わせください。

【開催概要】

日 時：平成28年4月15日（金）13：30～15：00

会 場：新霞が関ビル5階「全社協第6・7会議室」（東京都千代田区霞が関3-3-2）

参加費：1,000円（資料代）

プログラム（予定）：○13：30～40 開会挨拶ならびにオリエンテーション

○13：40～14：40

講義「今後の障害福祉施策について 日本の社会保障の視点から展望する
～障害者総合支援法施行3年後の見直し検討報告を中心に～」

講師：社会保障審議会障害者部会 部会長／慶応義塾大学 教授

駒村 康平 氏

○14：40～14：55 質疑応答

問合せ・申込先：全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部

Tel:03-3581-6502 Fax:03-3581-2428 (E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp